

2022年3月3日

各 位

大阪市北区中之島三丁目3番23号
イソライト工業株式会社
代表取締役社長執行役員 飯田 栄司

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主である品川リフラクトリーズ株式会社（以下「品川リフラクトリーズ」といいます。）から、2022年3月2日付で、同法第179条の3第1項の規定により、当社の株主の全員（但し、品川リフラクトリーズ及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を品川リフラクトリーズに売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行うことを決定した旨の通知を受け、2022年3月2日開催の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により、下記のとおり公告いたします。

1. 特別支配株主の名称及び住所
名称：品川リフラクトリーズ株式会社
住所：東京都千代田区大手町二丁目2番1号
2. 株式売渡請求をしない特別支配株主完全子法人の名称
該当事項はありません。
3. 本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項
品川リフラクトリーズは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき1,200円の金銭を割当交付いたします。
4. 新株予約権売渡請求に関する事項
該当事項はありません。
5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）
2022年3月31日

6. その他の本株式売渡請求に係る取引条件

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、本株式売渡対価の交付について、当社の本店所在地にて当社が指定した方法、品川リフラクトリーズが指定した場所及び方法又は当社と品川リフラクトリーズで協議の上決定された場所及び方法のいずれかにより、本売渡株主に対する本株式売渡対価を支払うものとします。

以 上